結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、玉東町補助金等交付規則（昭和57年玉東町規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）新婚世帯　令和８年１月１日から令和９年３月３１日の期間に婚姻届を提出し受理された夫婦。

（２）住居費　令和８年４月１日から令和９年３月３１日の期間に結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については助成対象外とする。

（３）引越費用　引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

（４）婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

ア　町への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。

イ　工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。

ウ　令和８年４月１日から町の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。

エ　婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。

オ　婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

（助成対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１）下記により算出した世帯の所得が５００万円未満であるもの。

所得証明書をもとに、令和７年１月１日から１２月３１日までの間の夫婦の所得を合算した金額（以下、「世帯の所得額」という。）が５００万円未満であること。なお、 貸

与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

（２）玉東町に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき玉東町の住民基本台帳に記録されており、対象となる住居も玉東町内にあること。

（３）他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（４）過去にこの補助金に基づく助成を受けたことがないこと。

（５）税金の滞納がないこと。

（６）次の講座等を交付決定年度内に夫婦共に実施した世帯。

ア　ライフデザイン支援講座等の受講

イ　プレコンセプションケアに関する講座等の受講

ウ　医療機関への妊娠・出産に関する相談等

エ　共家事・共育て講座等の受講

（７）前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第４条第１項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、１世帯当たり夫婦共に２９歳以下の世帯に対し６０万円、また夫婦共に３９歳以下の世帯に対し３０万円を上限とする。

２ 第３条（７）に定める世帯の補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

３　前項に規定する助成金の額に１,０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

４　補助の対象となる期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

５　前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）戸籍謄本

（２）世帯全員の住民票

（３）世帯全員の所得が分かる書類（所得証明書等）

（４）貸与型奨学金の返還額が分かる書類（該当の場合）

（５）住宅の購入に要した費用が分かる書類（住居費における購入の場合）

（６）住宅の賃貸借に要した費用がわかる書類（住居費における賃貸借の場合）

（７）住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）
（８）引越しに要した費用が分かる書類（引越費用）
（９）税金の滞納がないことを証する書類
（１０）各講座等の受講が確認できる書類（講座受講確認書）
（１１）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
２　町長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。
（申請事項の変更及び承認）
第６条　前条第２項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム事業補助金変更交付申請書（様式第４号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。
２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により助成対象者に通知するものとする。
（補助金の請求及び交付）
第７条　助成対象者は、前条第２項の通知書を受けた場合は、速やかに結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム事業補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。
２　町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）
第８条　町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
（２）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
（３）この要綱に違反する行為があったとき。
（補助金の返還）
第９条　助成対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。
（報告等）
第１０条　町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。
２　助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（玉東町告示第４５号）
この告示は、平成２８年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第３号）
この告示は、平成２９年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第６１号）
この告示は、平成３０年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第４９号）
この告示は、平成３１年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第４１号）
この告示は、令和２年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第４０号）
この告示は、令和３年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第６９号）
この告示は、令和４年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第４４号）
この告示は、令和５年４月１日から施行する。
附 則（玉東町告示第６６号）
この告示は、令和７年４月１日から施行する。
（施行期間）
附 則（玉東町告示第７２号）
この告示は、令和８年４月１日から施行する。